

個人住民税(市民税・県民税)特別徴収Q & A

Q 1 既に川口市の従業員は退職しており、現在川口市に該当する従業員がいないのですが？

A 1 令和7年中に給与の支払があれば給与支払報告書に退職日を記入し、普通徴収切替理由書兼仕切書の「普F」に計上して給与支払報告書をご提出いただくことで普通徴収となります。令和7年中に給与の支払がない場合は、総括表を含めた給与支払報告書の提出は必要ございません。

Q 2 令和7年中の退職者について、給与支払額が30万円以下の場合でも、個人別明細書を提出する必要がありますか？

A 2 令和7年中の退職者について、給与支払額が30万円以下の場合は提出義務はございませんが、公平・適正な課税の観点から提出にご協力ください。

Q 3 摘要欄に他の給与支払者分の給与等（事業所で把握している前職分・自社アルバイト分等）を記載しなかった場合は、問題ありますか？

A 3 前職等の会社も給与支払報告書の提出義務があるため、対象者に複数の個人別明細書が提出されることになります。記載がない場合は、すべての個人別明細書の支払金額を合算して個人住民税が計算されますので、必ず記載をお願いします。

Q 4 個人別明細書を追加・訂正で提出したい場合はどうすればいいですか？

A 4 個人別明細書を追加して提出する場合は、『総括表』に朱書きで「追加分」と記載し、『追加分の個人別明細書』と併せて提出してください。

個人別明細書の内容を訂正して再提出する場合は、『総括表』に朱書きで「訂正」と記載し、『訂正分の個人別明細書』と併せて提出してください。個人別明細書の摘要欄には、朱書きで「訂正分」と記載してください。総括表の報告人員欄には追加分・訂正分として提出する個人別明細書の枚数(人数)のみを計上してください。

Q 5 給与支払報告書提出後に徴収方法を変更できますか？

A 5 退職等により、特別徴収が不可能となり普通徴収に変更したい場合は、『給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書』を提出してください。

普通徴収から特別徴収に変更したい場合は『特別徴収切替届出(依頼)書』を提出してください。各種届出書は川口市ホームページ（特別徴収関係届出書類等のダウンロードについて）からダウンロードできます。

Q 6 従業員から、「給与から特別徴収ではなく自分で納付したい」といわれているのですが？

A 6 法定要件に該当するすべての給与支払者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員が個々に徴収方法を選択することは認められていません。

個人事業主のかたは本人確認書類の提示(提出)をお願いします

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）」第16条に基づき、個人事業主のかたが総括表を提出する際は、事業主ご本人様の本人確認（身元確認及び番号確認）をさせていただきます。詳細については、川口市ホームページでご確認ください。

身元確認とは・・・ 申告者等が個人番号の正しい持ち主であることの確認

番号確認とは・・・ 正しい個人番号であることの確認

【必要書類】 ①または②のどちらかをご用意ください。

- | | |
|------------------|---|
| ① 1点で本人確認できるもの | 個人番号カード（表面と裏面） |
| ② 2点以上で本人確認できるもの | 個人番号入り住民票の写し又は通知カード（記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致しているもの）と官公署等で発行された氏名住所が記載された書類（運転免許証、パスポート、障害者手帳、健康保険の資格確認書など） |

【確認方法】 窓口で提出する場合と郵送で提出する場合で異なります。

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| ① 窓口で提出する場合 | 上記必要書類の原本を窓口で提示してください。 |
| ② 郵送で提出する場合 | 上記必要書類の写しを総括表に添付して郵送してください。 |